

事 務 連 絡
平成 23 年 8 月 23 日

各都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

審査請求関係書類の個人情報管理の徹底について

労災保険関係の書類等の適正な管理については、平成 22 年 12 月 27 日付け基労発 1227 第 1 号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」等により指示されているところであるが、今般、審査請求事案の処理に当たり、労働者災害補償保険審査官が審査請求人から提出された審査請求人の氏名その他個人情報を含む証拠資料を紛失するという事案が発生した。

この事案について、紛失した原因の特定はできなかったが、外部に持ち出した形跡はないことから、審理の過程において又は決定後に証拠書類を編綴する際、他の書類に紛れ、誤って廃棄したことが推定される。

については、同種事案の再発防止のため、下記の通知に示された指示事項を再確認し、審査請求関係書類の個人情報の管理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成 22 年 11 月 30 日付け地発 1130 第 2 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底等について」（地方課長通知）
保有個人情報の紛失防止に係る指示については、同通知記の 3 の（2）を参照のこと。
- 2 平成 22 年 12 月 27 日付け基労発 1227 第 1 号「労災保険関係書類等のリスク評価に基づく対策の導入について」（労災補償部長通知）
書類の保存・廃棄に係る指示については、同通知記の 2 の（1）のウ及び 2 の（3）のウを参照のこと。
- 3 平成 22 年 12 月 27 日付け基労補発 1227 第 3 号「労災保険関係の書類等のリスク評価に基づく対策の留意点について」（補償課長通知）
書類の保存・廃棄に係る指示については、同通知記の 3 の（2）のウを参照のこと。